

平成 23 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

平成 23 年 6 月 24 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番		
13 番			14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	君
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番			24 番	山田 昭則	君
25 番			26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番		君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番		
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（6 名）

12 番	井上 哲晴	君	13 番	松本 明博	君
23 番	平岡 秀樹	君	25 番	川峯 正美	君
29 番	前田 達也	君	36 番	小堀田幸一	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 事	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 38 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 39 号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。今台風の進路がこちらに向いているようでございますので、ハウス・施設園芸等をされている方は本当に大変だと思います。台風が逸れることを祈っております。この前認定農家の会議に出席させていただきました。その時に、農業委員の方に何名か出席していただきましたけれど、現在新規就農で研修生というのが国の失業対策で出てきております。その研修生の実習の発表の中で、自立する時に農地なり諸々に対してどういう斡旋があるのかということをお聞きになりました。自分も少しお答えしたのは、本当に農業をしたいという意思が強いならば、はまらなければいかんちゅうたんです。やる気がある方はどういう条件の農地が必要か、またどれ位の面積が必要かを本人が計画した上で、最寄の農業委員や農業委員会事務局に相談するように申しあげておりますので、その時は皆さん方ご協力してくださいますようよろしくお願いいたしますと思います。新規就農で今研修生が 9 名位おります。川口委員の所で今花を勉強しております。農業をなにも知らなかった方達が一人前になるために、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

それでは総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） 本日は、12 番井上委員、13 番松本委員、23 番平岡委員、25 番川峯委員、29 番前田委員、36 番小堀田委員の 6 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

資料でございますけれど、今回から番号を付けています。本日は から までの資料と自主研修の資料をお配りしておりますけれど、皆さんちゃんとありますでしょうか。それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、8 番稲田秀敏委員、9 番鶴田雄士委員を指名いたします。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 2、議第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願いいたします。その後、農業委員より説明をお願いします。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料番号は 4 番です。1 番について説明します。亀場

町の譲受人 は農地集積のため、本渡町の より亀場町の畑 37 m²を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。以下、不許可要件には該当しておりません。

主任（吉田直哉君） 2 番について説明します。諏訪町の譲受人株式会社第八農園代表取締役新谷陽一郎さんは、神奈川県藤沢市の譲渡人 より、五和町の畑 1,959 m²を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。譲受人は農業生産法人としての要件を満たしております。以下、不許可要件には該当しておりません。

3 番について説明します。五和町の譲受人 は、埼玉県吉川市の譲渡人 より、五和町の田 24 m²と畑 1,130 m²を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は水稻と花を作付けされる計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

4 番について説明します。河浦町の譲受人 は、長崎県時津町の譲渡人 より、河浦町の田 623 m²を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は水稻を作付けされる計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

議長（鬼塚猛清君） それでは 1 番について担当委員より説明をお願いします。

14 番（山本友保君） 14 番、山本です。1 番について説明いたします。場所は亀場の国道 266 号線に がございます。その裏手の所でございます。譲受人 が自分の畑のすぐ隣でございますので、まとめて畑作物野菜を作りたいとの申請でございます。面積は 37 m²でございます。譲受人 は地元の水利委員をされ、農業の稲作をはじめ奥さんと熱心に経営されております。問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、1 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので 1 番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2 番の申請案件について担当委員より説明をお願いいたします。

21 番 (山本隆久君) 21 番、山本です。2 番について説明いたします。譲渡人の は神奈川県に在住です。もう自分が帰ってきて作物を作るということはないので、譲受人の株式会社第八農園に買って欲しいというものです。事務局説明のとおりなら特に問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました 2 番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、2 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので 2 番の件は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、3 番の申請案件について担当委員より説明をお願いいたします。

7 番 (佐々木碩哉君) 7 番、佐々木でございます。3 番について説明します。場所ですが、城河原小学校の になります。譲渡人と譲受人はいとこでございます。譲渡人のお父さんが昨年亡くなり、譲渡人 が天草に帰ってこないということで、譲受人の に譲りたいというものです。よろしくをお願いいたします。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました 3 番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、3 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので 3 番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 4 番の申請案件につきまして、担当委員より説明をお願いいたします。

32 番 (落合正實君) 32 番、落合です。4 番について説明いたします。申請地の場所は一町田の古江という地区に有名な というお宮がありますけれど、その参道沿いでございまして国道から 1km 程山手の方に入ったところです。譲受人の の宅地の隣接地でございます。譲渡人の の実家が譲受人の のすぐ近所でございます。譲渡人の は長崎の方に家を作られて古江の方に帰ってこないで、譲受人の に農地を買ってこないかというお願いがあり契約が成立したということでございます。現地は少し荒れておりますけれど、譲渡人の父が河浦の介護施設に入所されているということで、譲渡人はしょっちゅう天草

に帰ってきて草払い等をされているということです。農地として利用できる状況になっております。譲受人も隣接地ということで農地として管理するというございますので、問題はないと思います。審議をお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、4番の件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので4番の件は原案のとおり可決いたしました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料番号は、 、 、 です。1番について説明します。楠浦町の船津地区墓地管理組合組合長 は墓地用地とするため、楠浦町の畑 528㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが資力及び信用要件で墓地管理組合5名分の墓地建設の見積り、建設費に係る資金証明が添付されています。また市環境課の墓地等経営許可申請も受理され、許可見込みであります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番鬼塚です。見取図と配置図がございますので、一枚目をめくっていただきたいと思います。場所を申し上げますと、亀川から楠浦、舟津のところに通ずるバイパスがございます。そのところにすずめラーメンとかリース会社がございますけれど、その交差点から の方に 位行ったところになります。ここを通られる方は「ああそこやな。」と思われるかと思います。このバイパスが昭和63年位に開通しております。この字図にありますように、このバイパス開通から10年位して本渡牛深線が平成6年か7年に開通いたしております。このバイパスが通る前は、ここらへんは本当に山の中で、山の頂上に少し畑を拓いておられた の集落の裏の山というところでございました。今バイパスが通っておりますので開発されたように見えますけれど、一般の人達はここに足を踏み入れたようなことは前はございませんでした。そういうやはり山の中の里道を通って畑に行ったというようなところなんです。そしてまた、申請人が墓を建てて管理組合を作って管理するというようなことございます。その手前にこの上の写真を見ていただくと

ガードのような所がございます。上に登ったところが申請地でございますけれど、この左側にも墓が7基ございました。これもやはり、バイパスが通る以前、昭和56年57年、63年というような古い時期に設置したということでございました。その前土葬の柱が石塔の横に建っていたということで、本当に以前からの墓地であったところですが、しかし、無断転用ですので転用申請をするように指導していかなくてはならないと思っております。そういうことで、申請人の墓になりますけれど、申請地の下のバイパスには車が頻繁に通りますので、申請地に駐車場を作りながら、親戚なりそういう方たちが墓を5基作りたいたいということです。墓地の横は山で囲まれて、平坦な所は申請人の畑と同意書をとってある2畝位の畑だけです。なんら問題ないんじゃないかなと思いますけれど、皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明いたしました1番の件について、質疑はございませんか。

20番(原田康盛君) 20番、原田です。ただ今の説明で大体判りましたけど、近所に水田とか田んぼとかはなかったでしょうか。

1番(鬼塚猛清君) 1番、鬼塚です。申請地は山の頂上になり、水田はずっと下の迫にございます。これは基盤整備しております。距離は大分あります。住宅にはなんら問題ないと思います。

20番(原田康盛君) 住宅からは距離は大分離れているんですか。

1番(鬼塚猛清君) 住宅から距離はそんなにございません。でも、墓が前からございましたので、墓は承知の上で住宅が建ったということです。それでも60m位は離れているのではないのでしょうか。

20番(原田康盛君) 集合墓地で、将来もまた増えるでしょうから近隣の田んぼとか畑とかの影響が気になったのでそれだけ聞きたかったです。以上です。

議長(鬼塚猛清君) ほかに質疑はございませんでしょうか。

28番(川原昭雄君) 28番、川原です。図面のお尋ねでございます、ここは以前から墓地であったと説明があったわけですが、この図面の下のほう、ここに墓地の中に、
、それからその下に に駐車場の表示があるわけですが、ここは既に墓地の用地になっているのかどうかをお尋ねをいたしたいと思います。

1番(鬼塚猛清君) 1番、鬼塚です。今駐車場と表示されているところも含んでの申請です。

28番(川原昭雄君) そうしますと、5名でこの墓地を取得するとすれば、105㎡が1人分の墓地になるわけですが、墓地というのは28から30㎡位が適当な面積でないのかと思うわけですが、墓地でなにかを営業しようと、誰かに売りたいという思い

が含まれているのではないのかと思われるわけですが、そういうことはございませんか。

1 番（鬼塚猛清君） 私も現場を見に行きました。5 基の間隔は空いております。でもやはり、こっからここまでってですね、杭を打たれて囲んでありました。そうしないとやっぱり設計書を添付することはできませんので、杭を打ってあつとです。中の通路は右と左に分かれており、この通路が少し広いのではないのかと思いますけれど、やはり管理組合をしながら他に販売したりなしたりするような方ではございません。そしてそういう区切りをしてあったというのは確かにございます。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

14 番（山本友保君） 14 番、山本です。事務局にお尋ねしたいと思います。以前は墓地を作る場合に保健所の許可も要ったようでございますけれど、今は変更になって天草市の何課が許可をするということを聞いております。以前のような基準と今の基準も変わっていないのでしょうか。そこら辺を教えてください。お願いします。

主幹（中村政一君） 以前は確かに仰るとおり熊本県の方が事務を担当しておりまして、保健所の方が墓地の許可等をしておりました。それも墓地及び埋葬に関する法律というものに基づいてやっていたわけです。それを熊本県の方から天草市の方に権限委譲が行われまして、現在は環境課が行っております。法律の適用は一緒ですので、法に基づいて天草市の環境課が、例えば墓地の管理組合を設立して墓地を管理していく事を条件、あるいは周辺の民家 200m 範囲の同意を得ることとか、そういった条件を満たした場合のみ墓地としての許可をするようになっております。この農地法の申請を行う場合も、環境課と許可の見込みがあるかどうかについて打ち合わせをした上で、許可見込みということで農地法の申請を受理してこの総会に諮っているわけです。

14 番（山本友保君） 分かりました。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、1 番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 2 番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 2 番について説明します。福岡市の は貸家、駐車場とするため、亀場町の畑 1,606 m²を転用したいというものです。既に一部駐車場とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地の都市計画区域用途地域となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。2番について説明いたします。字図は3ページ、写真は4ページでございます。場所は亀川楠浦線のバイパスの道路沿いに がございます。その先に交差点がございまして、交差点を右に曲がりまして150m位行った所の右側になります。申請人の が所有する という名称のアパートがでございます。その裏手の申請人所有の土地でございます。ここに貸家と駐車場を作りたいとの申請でございます。転用面積は1,606㎡です。許可後に貸家を4棟と駐車場を作りたいとのことでございます。給水は天草市の上水道を利用して、汚水は天草市の公共下水道を利用し、雨水は申請地内に側溝を設けて既設の水路に排水するとのことでございます。区長の排水同意書も添付してございます。地目は田でございしますが、父の代にアパート建設がなされ、その時既に申請地も埋立がしてありました。平成21年の相続時に申請人が無断転用に気づき、申し訳ないということで始末書が添付されてございます。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありますか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。申請地は第3種農地で都市計画区域用途地域ということでございますけれど、アパート経営ということで貸家は一戸建てですか、それともアパート形式に5階建てとか6階建てとかですか。

14番（山本友保君） 14番、山本です。ここに父の代から というアパートを作っております。その隣接地でございます。今回は4棟と駐車場ということでございます。隣接地の農地からは承諾書をいただいております。以上でございます。

20番（原田康盛君） 5階建てとか6階建てだと近隣の田畑に迷惑が掛かる場合があるから計画を聞きたかったです。一戸建てで、1階か2階建てということですか。

主任（松村康平君） 質問にお答えします。建物に関してですが、4棟とも1階建て、高さが5mです。床面積は1棟約60㎡でございます。建物の高さによる農地への影響は無いかと思われませぬ。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませぬでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、2番の件につきましてご異議はございませぬか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは3番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 3番について説明します。亀場町の は貸駐車場とするため、亀場町の畑 407 m²を転用したいというものです。既に造成工事が完了しており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第3種農地となっております。以下記載のとおりで基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。3番について説明致します。字図は5ページ写真は6ページでございます。場所は本渡牛深線に がございます。その横から進入する道路がございまして、150m位行った所の左側でございます。申請人の が の畑 407 m²を貸駐車場としたいとの申請でございます。駐車場でございますので、給水はございません。雨水の排水は側溝へ流すとのことでございます。区長の排水同意書も添付してございます。既に一部が埋立てて駐車場としてありますので、申し訳ありませんとの始末書が添付してあります。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは4番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 4番について説明します。下浦町の天草市下浦町東外園区自治会代表者池田隆二さんは自治公民館及び駐車場とするため、下浦町の田 155 m²と畑 290 m²を転用したいというものです。既に工事が完了しており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりで基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

11番（松岡健吾君） 11番、松岡です。4番について説明を致します。7、8ページの写真を見てもらえばわかつとですけど、これは地区の公民館で昭和61年に建てられて使用されております。駐車場は広く感じますけれど、周りは全部山で、以前田と畑があったのだろうと察したわけです。新しい区長さんが地目が田畑になっていることに気づかれて申請されたということです。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは5番について事務局より説明をお願い致します。

主任 (松村康平君) 5番について説明します。佐伊津町の、は山林とするため、佐伊津町の畑2,334㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長 (鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

26番 (佐藤駿二君) 26番、佐藤です。申請者のとは親子です。場所については、茂木根と佐伊津の境にという別荘みたいのがあるわけですけど、そこと地区という所の間にある小高い山の上です。申請地は2,300㎡位ですけど、9ページの下配置図を見てもらうとわかるように、実際行ってみますと道路が入っていますが、道路から大分申請地が丈が高っかもんだけん、土手・その他で面積があるんじゃないかと思います。一見すると2反なかつじゃなかつたかと思っただです。上の方の道路は確か個人の道路というのを聞きました。そして、主な隣接地の同意書を取ってあるわけですが、道路際にある三角の形をした2筆の同意書は所有者が一年半前に死んで、子供がおることはおるそうですが行方不明でもらっていない状態です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありますか。

20番 (原田康盛君) 20番、原田です。ただいま佐藤委員より詳しい説明がありましたけれど、この1人から同意書をいただいておらんということは、行方不明ということは居場所とかなんもわからんとですか。あまり面積が広かもんですけん、野菜を作るのに適しとらんかなという感じがしますもんですけん、植林するというのはもったいなかつじゃなかつたかいと思うわけですね。

26番 (佐藤駿二君) 私もよつとわからんとですが、親の死んだ時は葬式に来たという話で、本人が死んだと言う話は聞いておりません。私の地区がといい、申請地区がというところで離れとるもんなので、あんまり詳しくわからなかつたです。

主任 (松村康平君) 説明します。この同意が取れなかつた所は、土地所有者に子がいるということで大分追跡調査をされたそうですが、住所がどうしてもわからなかつたとういことで、その理由書を提出してもらっています。

28番 (川原昭雄君) 28番、川原です。同じ農業委員として、そして農業をする人として

考えますと、この図面から見ますと道路の全く横です。道路沿いのこれだけ固まっている土地というのは滅多にないわけです。植林をするよりも、どなたか買う人がいないのか、それを探索できないのかなと思います。佐藤委員にもう一汗かいていただいて、農地を買う人がいないかどうかを周辺を回っていただけないかなというお願いでございます。

26番（佐藤駿二君） 下の道路は申請地から4m位下にあります。隣接農地もまた4m位ある高さです。上の道路は個人の道路ですから、簡単にいかんと思います。申請地までは坂が急なので車でようやく登ります。

議長（鬼塚猛清君） 今佐藤委員より話を聞いておられますと、写真では広く見えているが傾斜がついているところですかね。同意がもらえなかった所に木の陰がかからないように植林させる等の検討の余地があるのではないのでしょうか。

26番（佐藤駿二君） 三角の筆から間隔を置いて植林することも可能であると思いますけれど、おそらく下の道路を作る時の残地じゃなかかなと思います。

議長（鬼塚猛清君） 周辺が荒れているんですね。形状がでこぼこした所だと、皆さん方であれば買いますか。なかなか買わんでしょ。同意が取れていないのは1名、これでいいのかを検討いただければと思います。

37番（戸谷泰典君） 37番、戸谷です。今出ている問題点は近接の同意書がないということと、誰か買受けや借り受ける人がいないかということのようですけれど、ご本人が申請に来られています。図面を見ると植林されるのは北側になり日陰になることは考えられない。それでも問題になると言われるとなると、先程会長が言われたように数本間を空けて植林してもらうしかないと思います。地元委員さんにお伺いしたいのは、申請地を農地として残すべきかどうかということです。それによっては許可するのが妥当ではないかと私は考えます。以上です。

26番（佐藤駿二君） 近隣農地がほとんど耕作されていない状態で写真を見てもらったら判ると思いますが、山林化しているようなところです。ただここは佐伊津の岩の上になり、農地としてもあまり良いところではなく、木を植えてもあまり太らんとすると思えば。農地にするとするならば、重機を入れて深耕しないと無理ではなからうかなと思う場所です。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。ただ今の説明で下が岩だと言われましたけれど、茂木根海岸から道路を開通した時、民間企業が請け負って事業を進められたのですが、民間の手では岩が固くて作業を進められなく、自衛隊に要請してやっと道路が開通しました。申請地はその道路からすぐ近くですね。佐藤委員さんが言われたように、農地にしようと思えば岩盤を取って客土しなければ不可能と思います。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは皆さん、同意が取れていないところは数 m 間をとって植林させて影響ないようにするというのであれば許可申請に賛同されるかどうか、賛同される方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（鬼塚猛清君） 過半数の賛成がありました。本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 6 番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 6 番について説明します。佐伊津町の は地域のごみ置場、水道施設とするため、佐伊津町の畑 132 m²を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

26 番（佐藤駿二君） 26 番、佐藤です。申請地は新興住宅地といいですか、ここ数年で家が建ったというところで、私もすごく詳しいことはわからんとですけど、造成をしてボーリングしてあります。水道施設は個人の施設ではなく近隣住民の井戸水、飲料水用の施設みたいです。地域のごみ集荷場に大分前からなっているそうです。ごみ集荷場と看板も立っています。工事をしてあるので始末書が添付されています。近所が全部宅地になっていますので、相当前から現在の様な使われ方をしてあるんじゃないかと思われれます。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 6 番の件について、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 7 番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 7 番について説明します。神奈川県藤沢市の は植林し山林とするため、五和町の田 1,276 m²と畑 1,795 m²を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第 2 種農地となっております。以下記載のとおりで基準に適合しております。なお、本案件は申請人の父 が今年 3 月、同様に植林転用の許可申請をされ、3 月の総会で既に審議された案件でございますが、総

会承認から許可書交付までの間に が死亡され許可が無効となったため、申請地を相続された今回の申請人が許可書を返戻されたうえで、改めて今回の申請に至っております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。7番の件について説明します。ただいま事務局の方から説明があったとおりでございます。3月に申請者の父が4条許可申請されまして許可がおりたのですが、登記する前に父が亡くなり再申請されたということです。特別問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第37号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の件につきまして、本来ならば事務局説明の後に担当委員より説明をお願いするところですが、担当委員が関係者となっておりますので、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。議案終了後に入室、着席していただくこととなります。説明につきましては近隣地区の委員さんをお願いしております。

（委員退席）

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料番号は 、 、 です。1番について説明します。本町の譲受人 は個人住宅とするため、本町の さんより本町の田468㎡を贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。委員本人の申請でございますので、私が代わって説明申し上げます。譲渡人と譲受人 は親子でございます。譲受人が本渡のアパートにお住まいでございますけれど、大変狭くなったということで個人住宅を建てたいという申請でございます。場所は本町の本渡五和農協本町支所の手前の交差点を の方向へ 程

入ったところの道から 1.5m 位下の水田でございます。下の方の写真は譲渡人の家でございます、その手前になります。給水は共同簡易水道から給水されて、排水は合併浄化槽を通して排水するとのことでございます。住宅は 65 m²残りは駐車場と庭として利用したいという申請でございます。よろしくご審議の程お願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
（委員入室のうえ、着席）

議長（鬼塚猛清君） それでは 2 番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 2 番について説明します。南新町の譲受人幸和開発有限会社代表取締役井上昌弘さんは宅地分譲とするため、丸尾町の より丸尾町の畑 1,185 m²を売買により転用したいというものです。既に一部通路とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 3 種農地の都市計画区域用途地域となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35 番（松原高弘君） 35 番、松原です。2 番について説明します。譲受人幸和開発有限会社代表取締役井上昌弘さんは宅地造成・分譲をしたいというものです。場所と現地の状況は 17 ページ 18 ページになります。場所は のすぐ近くになります。譲渡人は横浜市在住で高齢のため、農地の管理ができず将来天草へ帰ってくる見込みがないため譲受人に売買により譲り渡したいというものです。現地は譲渡人の親戚の方が耕作されていたので、譲渡人所有の農地を代替地として提供されております。生活廃水等は公共下水道へ流されます。造成区画には擁壁を設置し排水等の設備を完備し、周辺地への水、土砂が流出しないようにされます。周囲は宅地化が進んでおり区長さんの排水同意書も付いており特に問題はないと思いますのでよろしくご審議お願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 2 番の件について、質疑はありませんか。

20 番（原田康盛君） 20 番、原田です。宅地分譲地ということでございますけれど、近隣の人に迷惑が掛かるのではないかという感じもするわけですね。前から住んでいる人から苦情が出てくりゃせんじゃろかなという思いもするわけです。近隣の田んぼにも影響が出てこんだろかなと思うわけですから、それだけを聞きたいです。

35 番（松原高弘君） 近隣の方への迷惑の話でしたが、申請地のすぐ横に大きな通りがあります。申請地の右左上は既に住宅が軒並み建っております。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 3 番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 3 番について説明します。志柿町の譲受人 は個人住宅とするため、本渡町の譲渡人 より本渡町の田 229 m²を贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35 番（松原高弘君） 35 番、松原です。3 番について説明します。譲受人 は事務局説明のとおり自己住宅を新築したいというものです。場所と現地の状況は 19 ページ 20 ページをご覧ください。譲受人は譲渡人より贈与により譲り受けられましたが、既に造成してありましたので、始末書が付いております。生活廃水等は公共下水道に流し、付近は住宅化が進んでおり、また区長の排水同意書もとってあり特に問題はないかと思しますので、よろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 3 番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは 4 番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 4 番について説明します。亀場町の譲受人 は整備車両等の仮置場とするため、楠浦町の譲渡人 より楠浦町の畑 367 m²を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

1 番（鬼塚猛清君） 1 番、鬼塚です。担当が自分でございますので説明致します。場所は新田上ノ原の市道がございます。食場から楠浦に来るバイパスの 4 差路がございますけれ

ど、そこから の方にある集落の中になります。以前、譲受人が所有権の仮登記をされていた場所でございます。譲受人は亀場町の という会社の社長でございます。譲受人は今亀場の方に会社で使用する車の置き場所に困っておりますし、亀川の会社から申請地までは 分掛からないということで、申請地に駐車場を設けたいということです。写真を見ていただきますと、住宅がございます。その隣接地でございます。手前に1枚狭い畑がございますが、遊休地となっております。なんら問題はないと思いますけれど、皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました4番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは5番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 5番について説明します。楠浦町の譲受人 は植林するため、北海道滝川市の譲渡人 より楠浦町の畑2,199㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。担当が自分でございますので説明致します。場所は楠浦の でございます。本渡五和農協の楠浦支所がでございます。その の方になりますけれど、 というところです。場所を見に行っただけですけど、写真の手前に譲受人の自宅がございます。自宅と申請地の中間には譲受人のハッサクが植えてある所です。申請地の以前の所有者は申請地付近に1人で住んでおられたっです。以前の所有者がお亡くなりになり、北海道の自衛隊員に嫁いでいらっしゃる姉妹の方が譲り受けて、今回譲受人の に譲りたいというようなことでございます。実際は写真のように木が大きくて管理が何十年もしていない所です。また裏の土地は基盤整備された水田がございますけれど、間に道路があり影響はありません。畑には木が植わっており、この木を切り倒して畑にするにはたいぎゃえらい気がするといううちゅうわけです。譲受人の実家がこの木を切ると台風で風当たりが強くなるので、山のほうがいいんですというようなことで、申請が山になっております。周辺には影響ない所でございます。よろしく審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました5番の件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは6番について事務局より説明をお願い致します。

主任(吉田直哉君) 6番について説明します。亀場町の借受人は、宅地拡張するため、熊本市の貸渡人から亀場町の田59㎡を使用貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第3農地の都市計画区域用途地域となっております。以下、記載のとおりとなっております。以下、記載のとおりとなっております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

14番(山本友保君) 14番、山本です。借受人の が母親で貸渡人の が息子さんでございます。字図は25ページ写真は26ページでございます。場所は本渡牛深線に がございます。そこから150m位行ったところの左側でございます。借受人の自宅がございますけれど、その裏が県の亀川、河川でございます。河川のすぐ横に川の管理道路がございますけれど、そのすぐ横に約1m幅の貸渡人の田が残っていたわけですが、実際現地は木が植わっております。ここを今回はっきり借受人の宅地として使用したいとの申請でございます。庭木が植えてあるということでございますので、始末書が添付してございます。区長さんの排水同意書もとれています。写真のほうをご覧いただければいいんですけど、こんな感じで折れ曲がった三角形がありますけど、これだけが県の河川敷の管理道路に面してまして、これが個人の土地であるということで、確認しますとここに県との境の石柱が立っておりまして、境はきちんとついているわけでございます。問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは7番について事務局より説明をお願い致します。

主任(松村康平君) 7番について説明します。本町の譲受人社会福祉法人啓明会理事田中育子さんは障害児入所施設とするため、譲渡人の本町の 、 、熊本市の より本町の田4,048㎡を売買により転用したいというものです。既に一部駐車場とされているため始末書が添付されています。ここは農用地区域でありましたが、昨年11月に申請され、除外されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。

おります。次に一般基準ですが資力及び信用要件で残高証明書、老朽化民間社会福祉整備に対する県補助金が4月上旬認可されています。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。なお、この案件は今年3月に申請され4月21日に許可されていましたが、この時にの田3筆が未相続だったため、計画から除いてありました。許可後に相続の手続きが早々に完了したため、まだ工事も始まっておらず、当初の計画を見直して、の水田3筆を加えた計画でお願いしたいとのことで、前回の許可を返戻し今月再度申請されました。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。7番について説明します。ただ今事務局より説明がありましたように、ここは3月の総会の折に認可されたところでございますけれども、さっきの話のように譲渡人の水田3枚の登記が面倒臭くいつになるかわからないということで前回の計画から外してあったわけでございます。先程のお話のように今回登記の方が成立したということで、これらも含めた上で転用申請したいということでございます。来賓や施設入所者の親族が利用する駐車場がどうしても狭いということで、これだけの面積をお願いするというところでございます。よろしくご審議の程お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。このたび相続登記されたということですが、登記漏れとか近所の苦情とかはなかつですかね。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。登記漏れはないそうです。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは8番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 8番について説明します。佐伊津町の譲受人は自宅の駐車場とするため、佐伊津町の譲渡人より佐伊津町の畑27㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。写真を見てもらったらいいんですけれども、通路

から外れた所に電柱が建ててありました。先程の4条許可申請の6番案件のすぐ隣になります。家は外装が仕上がり、後は内装だけの状態でした。前から駐車場として使っていたということで始末書がつけてあります。審議をよろしくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
それでは9番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 9番について説明します。河浦町の譲受人は、植林し山林とするため、熊本市の譲渡人から河浦町の畑1,116㎡を贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

16番（大塚宏君） 16番、大塚です。熊本の司法書士から事務局に相談があり、現地確認をしてくださいということで私が見に行ってきました。31ページと32ページにあるとおりでございます。現地は市道から200m位登っていった迫でございます。以前は芋畑があったわけですが全て放置されていて、煮釜竹が若干生えかかっているという状況でございます。申請地の横の畑も32ページの写真のような現況でした。審議をよろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第5、議第38号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願いいたします。

主任（吉田直哉君） 議第38号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の楠浦町のほか利用権の新規設定の計画が16件、再設定の計画が1件で、総面積は46,890㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経

営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは17件の計画について質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

議長（鬼塚猛清君） 日程第6、議第39号、農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてを議題といたします。事務局より内容の説明をお願いします。

主幹（中村政一君） 説明申し上げます資料は、 になりまして。農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画についてご説明いたします。

提案をいたしますのは、平成22年度の実績の点検・評価と平成23年度の活動計画案です。どちらも4月総会で公表案を審議いただき、ホームページ等で公表し、地域農業者等からの意見を募集していましたが、残念ながらといたしますか、予想通りといたしますか、昨年に続きまして何の意見もございませんでした。そういった訳で、内容的には4月総会でご説明申し上げました内容とほぼ同じになります。

まず、右肩に大きな字で としております、別紙1平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価からご説明いたします。

1ページが法令事務に関する点検です。総会等の開催及び議事録の作成について から まで をつけることで結果を表示しております。以前に通知がありました適正な事務の実施についての指導に基づき、適正に実施しております。

2ページが事務に関する点検です。 が3条申請に関する結果で、1年間で68件の申請があり、点検項目ごとに実施状況を記載しております。是正措置欄に記入がないのは、指導に基づき適正に実施をしているためです。

が農地転用に関する事務で、農地法4・5条に関する事務の内容で、合わせて年間141

件を処理しています。点検項目と具体的な内容欄は と同様です。

3 ページの 遊休農地に対する指導等につきましては、平成 22 年度当初計画では何も定めてはいませんでしたが、農地利用状況調査と位置づけて、昨年実施いただきました農地パトロールの結果をふまえて、所有者又は管理者の方に意向調査を行ったり、指導した結果改善された実績を記載しています。

が農業生産法人からの報告への対応についてです。平成 21 年の法改正で変更された様式等を送付していますので、今後は適正に対応していきたいと考えています。

4 ページから最後の 9 ページが促進等事務に関する評価で、「くまもと農業バックアップ大作戦」の活動内容や実績と重複するところが多いため、混同しやすいですが、この「目標及びその達成に向けた活動」は、天草市全体での目標と計画になります。農業委員会が関与するものだけを計上するバックアップ大作戦と実績や目標数値が異なっています。

1 が認定農業者等担い手の育成及び確保です。1 番目の現状欄ですが、農家数と主業農家数が 2005 年農林業センサスの数値で、認定農業者数が平成 21 年の経営体数になります。

に平成 22 年度の実績を記入していますが、平成 22 年度末の認定農業者数が 418 となっており、76 経営体が減少しています。主な減少理由は、認定期間終了が 200 戸程度あり、高齢化や認定のメリットを見出せないという理由で再認定の申請をしなかった農家が 3 分の 1 ほどあったということです。その結果を受けて、 では計画どおり増加に向けた活動は行なったものの、 で増加目標数に対して「実態を踏まえた目標値の再検討が必要」としています。

5 ページの 2 担い手への農地の利用集積についても、認定農業者の全体数が減少していますので、487ha の減少となっています。

6 ページが 3 耕作放棄地の解消に関する部分です。目標は 6ha の解消でしたが、国、県の補助事業の活用や農業委員さんのご努力によって 19.3ha が解消されています。その内訳を の活動実績欄に記載しています。

7 ページが違反転用への適正な対応ですが、この実績に記載していますのは農地転用申請の中で始末書を添付して申請された事例を計上しています。

8 ページの上部が農地パトロールに関する記述で、下段が農地情報に関する記載です。

9 ページには何も記載はありませんが、「地域の農業者等からの意見等」と「地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定」とありますように、先ほどから説明をいたしております点検・評価の案を 5 月始めから 6 月 17 日までホームページ等で 30 日以上公表し、意見があったらその意見を踏まえた上で、再度農業委員会の決定を行なうこととしていました。結果的に何も意見等はございませんでしたので、4 月に提案いたしました内

容と同じになっています。

続きまして、別綴りになっております、右肩に大きな字で としています、別紙 2 平成 23 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてをご覧ください。

この活動計画につきましては、記載する様式及び内容が今年度から変更になっています。

1 ページが法令事務の遊休農地に関する措置を定めることとなり、平成 22 年度の農地利用状況調査で判明した遊休農地の内、解消されていない面積 26ha の半分を解消目標に計画しています。

2 ページからが促進等事務についての計画で、認定農業者等担い手の育成及び確保で、現状の数値は 2010 年農林業センサスの数値と、平成 23 年 3 月末の認定農業者のデータを使用しています。 の計画で、本年再認定の対象農家 92 戸の内減少を、最小に抑え、新規認定者を掘り起こし、全体の減少数を 20 経営体に抑えるという計画で、認定事務を担当している農業振興課との打合せの上記載しています。

3 ページが担い手への農地の利用集積で、認定農家 1 戸当たりへの農地利用面積を増加させることにより、全体の集積面積を維持しようというものです。

4 ページが違反転用への適正な対応に関する計画です。今後は解消が難しいケース等については、県と連携を取りながら指導を強化していくというものです。

この目標と計画も同様に公表し、意見を求めていました。結果として異見等は何も出てきませんでしたので、4 月段階での内容と同じになります。

最後に、本日決定いただきました平成 22 年度点検・評価及び平成 23 年度目標と計画を天草地域振興局を通じ県、国へと提出することになります。以上で事務局の提案を終わります。

議長（鬼塚猛清君） ただいま目標と活動計画の説明がございましたけれど、これから私たち農業委員の活動の指標となるわけでございますが、皆様からのご意見をお聞かせいただきたいと思っております。なにかございませんか。

議長（鬼塚猛清君） 意見がないようでございますので、ここで事務局の提案に賛同できるかどうか判断をお願いしたいと思います。

それでは、ただいま事務局からの提案通り活動を実践していただくということによございますか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、本件につきましては、原案のとおり可決しました。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第7、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料は の9ページです。報告事項について説明します。田から畑への利用形状・変更届が1件、携帯電話無線基地局の許可不要転用届が3件、農地使用貸借合意解約が1件ありました。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成23年天草市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

午後4時10分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 鶴田雄士

署名委員 福田秀敏

